

坂町立坂小学校生徒指導規程

(平成31年度)

第1章 目的

第1条

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

【髪型】

第2条

- ①一部を短くしたり、長くしたりしない。
- ②前髪は目にかからないようにする。
- ③染髪、剃りこみはしない。
- ④帽子をかぶるのに支障となる髪型はしない。
- ⑤学習や運動の支障となるような長髪は控えるか束ねる。髪を束ねる場合は、飾りのないゴムやピンを使用する。

【服装等】

第3条

(1) 服装

- ①1, 2年生は、基準服とする。
- ②3～6年生は、動きやすく、勉強や運動に適したもの（華美なものや活動の妨げになるものは避ける。）、または、基準服を着用する。
- ③靴下は、くるぶしが隠れる長さからひざ下までとする。
- ④冬季にスパッツやタイツを着用してよい。ただし、スパッツはスカートから見えないようにするか、くるぶしまで隠れるようにする。
- ⑤学校生活に不必要なものは身に付けない。（ミサンガ、アクセサリ等）

(2) 名札

- ①学校規定の名札を左胸につける。

(3) 帽子

- ①学校指定の黄色帽子をかぶり、登下校を行う。

(4) 通学靴

- ①運動に適した靴をはく。（厚底、装飾の

華美な物、くるぶしがかくれる物は学習に差し支えるのではない。）

- ②天候に合わせて、長靴をはいてもよい。

(5) 上履き

- ①白を基調としたシューズを使用する。

(6) 防寒具等（手袋・マフラー防寒着等）

- ①手袋は、登下校・大休憩・昼休憩のみ着用してよい。
 - ②マフラー・ネックウォーマーについては、登下校時のみ着用してよい。
 - ③コート（ダウンジャケット等）・手袋については教室内で着用しない。
 - ④カイロについては、携帯してもよいが、校内では出さない。また、記名をする。
 - ⑤リップ等は、原則使用しない。（やむを得ず使用する場合は、保護者の申し出を経てからとする。）
 - ⑥夏季のクールネックについては携帯してもよいが、授業中はさわらない。
- ※基準服については、身だしなみのきまり（1年生版）で確認する。

(7) 体操服

- ①体操服は紺色のハーフパンツ、校章入りの学校指定のもの、もしくは丸首・白色の無地のものとする。（冬季は長袖のものや体育用白トレーナーを体操服の上から着用してもよい。体育の時間の靴下はひざ下までとする。スパッツやタイツは、体育の時間は脱ぐ。）
- ②赤白帽をかぶる。
- ③体育館では、体育館シューズをはく。
- ④下着は、体操服からはみ出ないものを着用する。

【持ち物】

第4条

(1) カバン

- ①原則、ランドセルを使用する。
- ②キーホルダーはつけない。

(2) 学用品

- ①すべての物に記名する。
- ②筆記用具は鉛筆を使用する。シャープペンシルは使用しない。
- ③筆箱は機能的な物を使用する。鉛筆が固定

でき、派手でない四角い形のものをなるべく使用する。

- ④筆箱には、鉛筆 5 本程度（低学年は 2 B～B，高学年は 2 B～HB）、赤青鉛筆、四角い消しゴム 1 個、定規（学年に応じて三角定規・分度器等も）、ネームペンを入れる。高学年はマーカー 1 本を入れてもよい。
- ⑤形や大きさが学習にふさわしくないものは持ってこない。

（例）折りたたみ式の定規 飾りのついた鉛筆
転がりやすい鉛筆（円柱）
練り消し・四角くない消しゴム等

（3）不要物

- ①学校に必要な物は持ってこない。（違反の場合は学校預かりとする。）

（4）携帯電話

- ①原則、学校への持ち込みは禁止する。
やむを得ない事情のある場合は、学校長の許可を得る。

【校内での過ごし方】

第 5 条

（1）授業

- ①チャイムの合図を守り、席について静かに始まりを待つ。
- ②授業の始まり・終わりは号令に従って気持ちのよいあいさつをする。
- ③忘れものがないようにする。
- ④教室移動を行うときには、他のクラスに迷惑のかからないように静かに行う。

（2）休憩時間

- ①天気の良い日は、できるだけ外で元気よく遊ぶようにする。
- ②校外や立入禁止の場所に行かない。
- ③特別教室や他の教室に勝手に入らない。
- ④廊下や教室等、校内は走らず右側歩行をする。
- ⑤校内放送は静かに聞く。

（3）保健室利用

- ①体調がすぐれない場合は、保健室を利用することができる。利用時間は 1 時間程度をめやすとし、体調の回復が見込めないときは、学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室利用の場合は、保護者に連絡をし、医療機関の受診をすすめる。

③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

（4）給食

- ①マスク・給食エプロン・給食帽を着用し、衛生面に注意しながら給食当番等を行う。
- ②当番以外の児童は教室内で静かに準備を待つ。
- ③給食放送は静かに聞く。

（5）掃除

- ①時間いっぱい黙動清掃を行う。

（6）トイレ利用

- ①休憩時間に行く。（体調不良の場合は、その限りではない）
- ②使用したら水を流す。
- ③使用後は、次に利用する人のためにスリッパをそろえる。

（7）教育相談

- ①「教育相談窓口」（いじめ・体罰・セクハラ等）を設置する。校内における相談担当は、教頭、教務主任、養護教諭と生徒指導主事の 4 名とする。
- ②中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを利用したい場合は、教育相談担当に申し出る。

（8）その他

- ①置き傘は、折りたたみ傘を一人 1 本、教室のランドセルロッカーで保管してもよい。

【登下校・欠席・遅刻・早退等】

第 6 条

（1）登下校の仕方

- ①通学路を歩いて登下校する。（ケガや体調不良等、必要な場合を除いて車での送迎はしない。）
- ②グラウンドの端を歩いて登下校する。
- ③防犯ブザーを身に付ける。
- ④一度登校したら、門の外に出ない。
- ⑤習い事は、いったん帰宅してから行く。やむを得ず下校途中に立ち寄る場合は、家庭の責任において行う。その際もなるべく通

学路を通るようにする。

(2) 登校時間

- ①児童玄関開錠 午前7時30分
- ②午前8時15分の始業に遅れないようにゆとりを持って登校する。

(3) 下校時間

- ①学年の下校時刻を守る。
- ②理由があつて学校に残る場合でも、午後4時25分までに下校する。

(4) 欠席・遅刻・早退する場合

- ①その理由を連絡帳に記し、学級担任に連絡する。(やむを得ず電話連絡する場合は、始業時間の午前8時15分までに連絡を入れる。)
- ②登下校時間以外に遅刻・早退する場合は、原則保護者が付き添う。

第3章 校外での生活に関すること

【校外の生活】

第7条

(1) 校区外への外出

- ①児童だけで、校区外に遊びに行かない。

(2) 交通安全

- ①交通ルールは、必ず守る。
- ②道路や線路、踏切付近で遊ばない。

(3) 危険箇所への出入り

- ①児童だけで、危険箇所(海、川、鉄塔付近、工事現場、がけ、ため池等)に行かない。
- ②人気のない、寂しい場所で遊ばない。

(4) 自転車等の乗り方

- ①3年生以上(3年生は交通安全教室終了後)は、交通ルールを守り、安全に気をつけて乗ることができる。
- ②グラウンドに自転車を乗り入れない。
- ③1・2年生は、保護者と一緒のときだけ自転車に乗ることができる。
- ④ヘルメットを必ず着用する。
- ⑤リップスティックやキックボード等は、道路では乗らない。

(5) 帰宅時間

- ①町内放送の合図(4月～9月午後6時、10月～3月午後5時)で家に帰る。

(6) 外出

- ①外出する時は、家の人に行き先を知らせて出る。知らない人にはついて行かない。

(7) 娯楽施設等への入店

- ①ゲームセンター、大型店舗等の娯楽施設に児童だけで行かない。

(8) 金品の貸し借り

- ①人におごったり、おごられたりしない。
- ②お金や物を強要しない。

(9) その他

- ①公園や図書館等の公共施設は、ルールを守って使う。
- ②放課後、学校の敷地内で、お菓子やジュースを飲食しない。
- ③児童だけで、危険な玩具や道具で遊ばない。

第4章 特別な指導に関すること

【問題行動への特別な指導】

第8条

次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況を考慮して指導を行う。

(1) 法規・法令に違反する行為

- ①飲酒・喫煙
- ②暴力・威圧・強要行為
- ③建造物・器物損壊
- ④窃盗・万引き
- ⑤性に関するもの
- ⑥薬物等乱用
- ⑦交通違反
- ⑧その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為(対教師、対児童、対人、器物破損)
・破損の原因によっては、弁償する場合もある。

②いじめ

警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- I 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、加害児童について警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- II いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報する。

③怠学

④登校後の無断外出・無断早退

⑤指導に従わない（指導無視、暴言、授業妨害等）

⑥携帯電話に関すること

- ・無届けで携帯電話を持ち込んだ場合は、学校預かりとする。

⑦金品強要

⑧その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（１）（２）の事例が発生した場合は、学校において速やかに事実確認をした後、指導を行い、当該児童の反省を促す。また、保護者にも来校してもらい、場合によっては速やかに関係諸機関（西部こども家庭センター・警察・民生委員等）と連携を図る。

【反省指導】

第 9 条

特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

（１）説諭

（２）別室反省指導

一定期間、児童を別室において、教頭または担任、生徒指導担当教諭の複数の教師が面接、反省文の記入、生活指導や学習指導（授業）等を行うことによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

（３）授業反省指導

別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や、別室反省指導を行うほどでない場合に、通常の授業において担任等が児童の学習意欲や態度、生活の状況を評価したり、反省を促したりすることによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

（１）（２）（３）の反省指導が、発生した場合は、保護者にも来校してもらい、児童の問題行動および反省の状況等について保護者に説明するとともに、再発防止に向けての具体的な取組について、保護者と共通理解を図り、生活改善への取組を行う。

【反省指導の期間】

第 10 条

反省指導の期間は、発達段階や問題の程度や繰り返し等により校内委員会で協議し、指導期間を決定する。

附則

この生徒指導規程は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。

第 4 条 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正

第 3・6・7 条 平成 25 年 3 月 29 日 一部改正

第 3・8 条 平成 26 年 3 月 31 日 一部改正

第 3 条 平成 27 年 3 月 24 日 一部改正

第 3・4 条 平成 28 年 3 月 25 日 一部改正

第 2・3・5・7 条 平成 29 年 3 月 24 日 一部改正

第 2・3・4・5・6・7 条 平成 29 年 12 月 22 日 一部改正

第 3・4・5・7 条 平成 31 年 1 月 10 日 一部改正